

地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおける公的研究費の不正使用防止計画

策定 平成 28 年 2 月 19 日

最終改正 平成 31 年 3 月 14 日

地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）は、国、地方公共団体並びに国が所管する独立行政法人及び国立研究開発法人等（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした研究資金（以下「公的研究費」という。）の不正使用を防止し、適正かつ効率的な公的研究費の管理・監査を行うため、地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおける公的研究費の管理・監査実施基準第 4 条に基づき、以下のとおり不正使用防止計画を策定する。

1 責任体系の明確化

不正を発生させる要因	具体的な不正防止計画
・公的研究費の運営・管理に係る者の責任と権限が明確になっていない。 ・人事異動等による責任者の交代により後任者が十分な認識を有しない。	・公的研究費の管理・監査実施基準の中で、最高管理責任者(理事長)、統括管理責任者(副理事長)、コンプライアンス推進責任者(経営企画統括部長)の役割と相互の関係を明確にし、ホームページで公開するなどにより法人内に周知する。 ・責任者の交代時においては、十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行う。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	具体的な不正防止計画
(1) ルールの明確化・統一化 ・公的研究費の使用ルールとその運用がかい離する。決裁手続が複雑で責任の所在が不明確になる。 ・公的研究費の種類によって事務処理手続が個別に定められており、分かりにくい仕組みとなっている。	(1) ルールの明確化・統一化 ・物品等の購入依頼、発注、納品、検収、支払に至る一連の手続を明確にし、統一した運用を行う。 ・研究担当と管理・会計担当が緊密に連携し、公的研究費の種類に応じて遵守すべき事項（支払期限、証拠書類整備等）を理解する。
(2) 関係者の意識向上 ・コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。	(2) 関係者の意識向上 ・行動規範を制定し、周知、徹底を図る。 ・公的研究費を扱う職員から、関係ルールを遵守する旨の誓約書（別紙 1）の提出を求める。
(3) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 ・不正行為に対する懲戒、是正措置が不明確である。	(3) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 ・公的研究費の不正使用に関する通報を受けた場合の調査手続を明確にするとともに、不正使用が認められた場合は就業規則に基づく懲戒処分の対象となることを周知する。

3 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	具体的な不正防止計画
(1) 予算執行時期の集中 ・予算執行状況を適切に把握できずに、年度末に予算執行が集中するなどの事態が発生する。	(1) 予算執行時期の集中 ・管理担当者が財務会計システムで予算執行状況を確認し、執行が遅れている場合は原因を把握のうえ是正を促すことにより、年間を通じてバランスのある予算執行を実現する。 ・複数年度の契約で配分機関から翌年度への繰越が認められている公的研究費については、繰越制度の活用を検討する。
(2) 物品購入に係る不正 ・納品の事実が確認できず、架空納品により業	(2) 物品購入に係る不正 ・整備した納品・検収体制に基づき、総務部の

者への預け金が発生する。	検収担当職員が発注内容と照らし合わせ検収を行う。 ・取引実績で上位の業者に対し、関係ルールを遵守する旨の誓約書（別紙2）の提出を求める。 なお、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の措置を行う。
(3) 旅費の不正使用 ・カラ出張、旅行日程の水増し、日程のねつ造等の不正が発生する。	(3) 旅費の不正使用 ・事前の旅行命令を徹底する。 ・出張職員の所属部長及び管理担当部職員が提出された復命書を精査し、必要記載事項（出張先、出張期間、相手方の所属・氏名、用務内容等）の記載有無、用務の達成度合い等を確認する。なお、用務を遂行したことを証明する資料の添付がないなどの不備がある場合は、復命を承認しない。
(4) カラ雇用等の発生 ・臨時職員の出勤簿の改ざん、カラ雇用等が発生する。	(4) カラ雇用等の発生 ・必要に応じて業務日誌を作成させ、管理担当部職員が確認を行う。 ・管理担当部職員が不定期に臨時職員の執務場所を訪れ、勤務実態の確認を行う。

4 情報の伝達を確保する体制の確立

不正を発生させる要因	具体的な不正防止計画
(1) 告発の躊躇 ・不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	(1) 告発の躊躇 ・職員公益通報制度実施要綱により、通報窓口は利害関係のない理事長であることを周知する。
(2) 使用ルール等の理解不足 ・公的研究費の使用ルール、行動規範等に対する理解が不足する。	(2) 使用ルール等の理解不足 ・コンプライアンス意識の浸透度調査を定期的に行い、使用ルール、行動規範等の理解度を把握する。 ・不正使用防止に係る規程類をグループウェアシステム及びホームページに集約化して掲載し、その浸透に努める。

5 モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	具体的な不正防止計画
(1) 体制の整備 ・モニタリングを実施する体制が十分に整備されていない。	(1) 体制の整備 ・文部科学省のガイドラインに基づく体制整備等自己評価チェックリストを毎年度提出し、体制整備の状況を確認する。
(2) 類似事例の再発 ・監事監査及び内部監査で指摘された事項が所内で共有されず、不正が再発する。	(2) 類似事例の再発 ・監事監査及び内部監査で公的研究費に係る指摘事項があった場合は、法人内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

6 点検と見直し

この不正使用防止計画については、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、不正を発生させる要因の洗い出しと対応策を点検し、随時見直しを行うものとする。

附 則

この計画は、平成28年2月19日から施行する。

附 則

この計画は、平成 31 年 3 月 14 日から施行する。